

第19号議案

福井県立若狭歴史民俗資料館に関する規則の制定および一部改正について

別紙のとおり、福井県立若狭歴史民俗資料館に関する規則を制定し、一部を改正する。

平成26年6月30日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

若狭歴史博物館のリニューアルオープン日の決定に伴い、名称および観覧料等変更の施行日を定めるとともに、名称を変更することに伴う関係規則の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

福井県立若狭歴史民俗資料館に関する規則の制定および一部改正について

1 概 要

若狭歴史博物館のリニューアルオープン日の決定に伴い、名称や観覧料の変更の施行日を規則において平成26年7月18日と定める。また、関係規則の若狭歴史民俗資料館の文言を若狭歴史博物館に変更する。

2 改正等の内容

(1) 名称および観覧料等変更の施行日

平成26年7月18日

【制定する規則】

- ・福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(2) 名称を変更することに伴う関係規則の改正

(変更前) 福井県立若狭歴史民俗資料館

(変更後) 福井県立若狭歴史博物館

【改正する教育委員会関係規則】

- ・福井県教育委員会行政組織規則
- ・福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
- ・福井県立若狭歴史民俗資料館の管理運営に関する規則

[illegible]
$$20 \times 20$$

[illegible]

20 x 20

	（	福	井	県	知	事	の	補	助	職	員	に	対	す	る	福	井	県	教
	育	委	員	会	の	権	限	に	属	す	る	事	務	の	委	任	等	に	関
	す	る	規	則	の	一	部	改	正	）									
第	二	条		福	井	県	知	事	の	補	助	職	員	に	対	す	る	福	井
	県	教	育	委	員	会	の	権	限	に	属	す	る	事	務	の	委	任	等
	に	関	す	る	規	則	（	平	成	二	十	一	年	福	井	県	教	育	委
	員	会	規	則	第	一	号	）	の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正
	す	る	。																
		第	二	条	の	表	観	光	営	業	部	長	の	項	第	八	号	中	「
	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	に	「	を	「	若	狭	歴	史	博	物
	館	に	「	に	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館
	運	営	協	議	会	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館
	運	営	協	議	会	「	に	、	「	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	長
	を	「	若	狭	歴	史	博	物	館	長	「	に	改	め	、	同	表	若	狭
	歴	史	民	俗	資	料	館	長	の	項	中	「	若	狭	歴	史	民	俗	資
	料	館	長	「	を	「	若	狭	歴	史	博	物	館	長	「	に	改	め	、
	同	項	第	四	号	お	よ	び	第	五	号	中	「	若	狭	歴	史	民	俗
	資	料	館	「	を	「	若	狭	歴	史	博	物	館	「	に	改	め	、	同
	項	第	六	号	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館
	運	営	協	議	会	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館

20 × 20

運	營	協	議	会	「	に	改	め	、	同	項	第	七	号	中	「	若	狹
歴	史	民	俗	資	料	館	「	を	「	若	狹	歴	史	博	物	館	「	に
改	め	る	。															
「	福	井	県	立	若	狹	歴	史	民	俗	資	料	館	の	管	理	運	營
に	関	す	る	規	則	の	一	部	改	正	「							
第	三	条		福	井	県	立	若	狹	歴	史	民	俗	資	料	館	の	管
運	營	に	関	す	る	規	則	「	昭	和	五	十	七	年	福	井	県	教
育	委	員	会	規	則	第	二	号	「	の	一	部	を	次	の	よ	う	に
改	正	す	る	。														
		題	名	を	次	の	よ	う	に	改	め	る	。					
				福	井	県	立	若	狹	歴	史	博	物	館	の	管	理	運
				に	関	す	る	規	則									
		第	一	条	中	「	福	井	県	立	若	狹	歴	史	民	俗	資	料
		の	設	置	お	よ	び	管	理	に	関	す	る	条	例	「	を	「
		県	立	若	狹	歴	史	博	物	館	の	設	置	お	よ	び	管	理
		す	る	条	例	「	に	、	「	福	井	県	立	若	狹	歴	史	民
		料	館	「	以	下	「	資	料	館	「	を	「	福	井	県	立	若
		史	博	物	館	「	以	下	「	博	物	館	「	に	改	め	る	。
		第	二	条	第	一	項	中	「	資	料	館	「	を	「	博	物	館
		に	改	め	、	同	条	第	二	項	中	「	福	井	県	立	若	狹

20×20

民	俗	資	料	館	長	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物		
館	長	「	に	改	め	る	。													
		第	三	条	、	第	五	条	お	よ	び	第	六	条	中	「	資	料	館	
		を	「	博	物	館	「	に	改	め	る	。								
		第	七	条	第	一	項	中	「	資	料	館	「	を	「	博	物	館	「	
		に	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	使	用	承
		認	申	請	書	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	使
		用	承	認	申	請	書	「	に	改	め	、	同	条	第	二	項	中	「	福
		井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	使	用	承	認	書	「	を
		「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	使	用	承	認	書	「	に
		改	め	る	。															
		第	八	条	中	「	資	料	館	「	を	「	博	物	館	「	に	改	め	
		る	。																	
		第	九	条	第	二	項	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	
		資	料	館	観	覧	料	(	使	用	料	)	還	付	申	請	書	「	を	「
		福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	観	覧	料	(	使	用	料	)
		還	付	申	請	書	「	に	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗
		資	料	館	使	用	承	認	書	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史
		博	物	館	使	用	承	認	書	「	に	改	め	る	。					
		第	十	条	第	三	項	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	

20×20

	資	料	館	観	覧	料	減	免	申	請	書	「	を	「	福	井	県	立	若
	狭	歴	史	博	物	館	観	覧	料	減	免	申	請	書	「	に	、	「	福
	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	使	用	料	減	免	申	請
	書	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	使	用	料	減
	免	申	請	書	「	に	改	め	、	同	条	第	四	項	中	「	福	井	県
	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	観	覧	料	減	免	承	認	書	「
	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	観	覧	料	減	免	承
	認	書	「	に	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館
	使	用	料	減	免	承	認	書	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史
	博	物	館	使	用	料	減	免	承	認	書	「	に	改	め	る	。		
		第	十	一	条	、	第	十	二	条	、	第	十	四	条	お	よ	び	第
	十	五	条	中	「	資	料	館	「	を	「	博	物	館	「	に	改	め	る
		第	十	六	条	第	一	項	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民
	俗	資	料	館	運	営	協	議	会	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴
	史	博	物	館	運	営	協	議	会	「	に	改	め	る	。				
		第	十	八	条	お	よ	び	第	二	十	条	中	「	資	料	館	「	を
	「	博	物	館	「	に	改	め	る	。									
		様	式	第	一	号	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資
	率	益	「	を	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	「	に	定
	め	る	。																

20×20

		榮	信	織	川	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	長	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	長	」
		」	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	使	用	承
		認	申	請	書	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	使
		用	承	認	申	請	書	」	」	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民
		俗	資	料	館	の	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館
		の	」	」	必	ず	な	り	。											
		榮	信	織	川	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	長	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	長	」
		」	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	使	用	承
		認	書	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	使	用	承
		認	書	」	」	、	「	資	料	館	の	」	也	「	博	物	館	の	」	」
		必	ず	な	り	。														
		榮	信	織	田	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	観	覧	料	(	使	用	料	)	還	付	申	請	書	」	也	「	福
		井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	観	覧	料	(	使	用	料	)	還
		付	申	請	書	」	」	、	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資
		料	館	の	設	置	お	よ	び	管	理	に	関	す	る	条	例	」	也	「
		福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	の	設	置	お	よ	び	管	理
		に	関	す	る	条	例	」	」	必	ず	な	り	。						

		榮	信	紙	五	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	観	覧	料	減	免	申	請	書	」	也	「	福	井	県	立	若	狭
		歴	史	博	物	館	観	覧	料	減	免	申	請	書	」	に	て	「	福	井
		県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	設	置	お	よ	び	管	理
		に	関	す	る	条	例	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物
		館	の	設	置	お	よ	び	管	理	に	関	す	る	条	例	」	に	お	お
		の	。																	
		榮	信	紙	五	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	使	用	料	減	免	申	請	書	」	也	「	福	井	県	立	若	狭
		歴	史	博	物	館	使	用	料	減	免	申	請	書	」	に	て	「	福	井
		県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	設	置	お	よ	び	管	理
		に	関	す	る	条	例	」	也	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物
		館	の	設	置	お	よ	び	管	理	に	関	す	る	条	例	」	に	お	お
		の	。																	
		榮	信	紙	五	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	
		料	館	観	覧	料	減	免	承	認	書	」	也	「	福	井	県	立	若	狭
		歴	史	博	物	館	観	覧	料	減	免	承	認	書	」	に	て	「	福	井
		県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	」	也	「	福	井	県	立
		若	狭	歴	史	博	物	館	の	」	に	お	お	の	。					
		榮	信	紙	五	中	母	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	

	料	館	使	用	料	減	免	承	認	書	」	を	「	福	井	県	立	若	狭
	歴	史	博	物	館	使	用	料	減	免	承	認	書	」	を	「	福	井	県
	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	」	を	「	福	井	県	立
	若	狭	歴	史	博	物	館	の	」	に	改	め	る	。					
		様	式	第	九	号	か	ら	様	式	第	十	二	号	并	で	の	規	定
	中	「	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	長	」	を	「
	福	井	県	立	若	狭	歴	史	博	物	館	長	」	に	改	め	る	。	
			附		則														
		(	施	行	期	日	)												
1		こ	の	規	則	は	、	平	成	二	十	六	年	七	月	十	八	日	か
		ら	施	行	す	る	。												
		(	福	井	県	立	若	狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	管	理	運
		に	関	す	る	規	則	の	一	部	改	正	に	伴	う	経	過	措	置
2		第	三	条	の	規	定	に	よ	る	改	正	前	の	福	井	県	立	若
		狭	歴	史	民	俗	資	料	館	の	管	理	運	営	に	関	す	る	
		に	定	め	る	様	式	に	よ	る	用	紙	は	、	当	分	の	間	、
		要	の	調	整	を	し	て	使	用	す	る	こ	と	が	で	き	る	。

20×20

福井県教育委員会行政組織規則(昭和46年教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正後(案)		現行	
(機関の定義) 第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。		(機関の定義) 第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。	
(略) 県立学校以外の教育機関	(略) 条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。	(略) 県立学校以外の教育機関	(略) 条例により設置された教育研究所、特別支援教育センター、武道館、図書館、こども歴史文化館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館、若狭歴史民俗資料館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、青少年センター、奥越高原青少年自然の家および青年の家をいう。
(各課(室)の分掌事務) 第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。		(各課(室)の分掌事務) 第八条 各課(室)の分掌事務は、次表のとおりとする。	
課(室)名 (略) 生涯学習・文化財課	分掌事務 (略) 一〇二十八(略) 二十九 福井県立歴史博物館、福井県立恐竜博物館、福井県立美術館、福井県立若狭歴史博物館	課(室)名 (略) 生涯学習・文化財課	分掌事務 (略) 一〇二十八(略) 二十九 福井県立歴史博物館、福井県立恐竜博物館、福井県立美術館、福井県立若狭歴史民俗博物館

(略)	物館および福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 に関すること。
(略)	

(名称および位置)

第十九条 条例により設置された県立学校以外の教育機関の名称および位置は、次表のとおりである。

名称	位置
福井県教育研究所	福井市
福井県特別支援教育センター	福井市
福井県立武道館	福井市
福井県立図書館	福井市
福井県立こども歴史文化館	福井市
福井県立歴史博物館	福井市
福井県立恐竜博物館	勝山市
福井県立美術館	福井市
福井県立若狭歴史博物館	小浜市
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市
福井県立青少年センター	福井市

(略)	俗資料館および福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館に関すること。
(略)	

(名称および位置)

第十九条 条例により設置された県立学校以外の教育機関の名称および位置は、次表のとおりである。

名称	位置
福井県教育研究所	福井市
福井県特別支援教育センター	福井市
福井県立武道館	福井市
福井県立図書館	福井市
福井県立こども歴史文化館	福井市
福井県立歴史博物館	福井市
福井県立恐竜博物館	勝山市
福井県立美術館	福井市
福井県立若狭歴史民俗資料館	小浜市
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市
福井県立青少年センター	福井市

福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市
福井県立芦原青年の家	あわら市
福井県立鯖江青年の家	鯖江市
福井県立三方青年の家	若狭町

福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市
福井県立芦原青年の家	あわら市
福井県立鯖江青年の家	鯖江市
福井県立三方青年の家	若狭町

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成21年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後(案)		現行	
(委任) 第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。	受任者	受任者	委任事項
	観光営業部長	観光営業部長	一 芸術および文化の振興に関すること。 二 文化団体の育成および指導に関すること。 三 文化会館その他の文化施設の整備および運営指導に関すること。 四 県立音楽堂に関すること(県立音楽堂に係る条例または規則の改廃に関する事務を除く。) 五 恐竜博物館に関すること(恐竜博物館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立恐竜博物館運営協議会の委員の任命に関する事務および恐竜博物館長に委任する事務を除く。) 六 歴史博物館に関すること(歴史博物館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立歴史博物館運営協議会の委員の任命に関する事務および歴史博物館長に委任する事務を除く。)。
(委任) 第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。	受任者	受任者	委任事項
	観光営業部長	観光営業部長	一 芸術および文化の振興に関すること。 二 文化団体の育成および指導に関すること。 三 文化会館その他の文化施設の整備および運営指導に関すること。 四 県立音楽堂に関すること(県立音楽堂に係る条例または規則の改廃に関する事務を除く。) 五 恐竜博物館に関すること(恐竜博物館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立恐竜博物館運営協議会の委員の任命に関する事務および恐竜博物館長に委任する事務を除く。) 六 歴史博物館に関すること(歴史博物館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立歴史博物館運営協議会の委員の任命に関する事務および歴史博物館長に委任する事務を除く。)。

若狭歴史博物館長	(略)	
一 若狭地方の歴史、民俗等に関する資料(以下この項において「資料」という。)の収集、保管および展示に関すること。	(略)	七 美術館に関すること(美術館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立美術館運営協議会の委員の任命に関する事務および美術館長に委任する事務を除く。) 八 若狭歴史博物館に関すること(若狭歴史博物館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立若狭歴史博物館運営協議会の委員の任命に関する事務および若狭歴史博物館長に委任する事務を除く。) 九 一乗谷朝倉氏遺跡資料館に関すること(一乗谷朝倉氏遺跡資料館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県朝倉氏遺跡研究協議会の委員の任命に関する事務および一乗谷朝倉氏遺跡資料館長に委任する事務を除く。) 十 文化財の活用に関すること。 十一 その他文化一般に関すること。
若狭歴史民俗資料館長	(略)	七 美術館に関すること(美術館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立美術館運営協議会の委員の任命に関する事務および美術館長に委任する事務を除く。) 八 若狭歴史民俗資料館に関すること(若狭歴史民俗資料館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会の委員の任命に関する事務および若狭歴史民俗資料館長に委任する事務を除く。) 九 一乗谷朝倉氏遺跡資料館に関すること(一乗谷朝倉氏遺跡資料館に係る条例または規則の改廃に関する事務、福井県朝倉氏遺跡研究協議会の委員の任命に関する事務および一乗谷朝倉氏遺跡資料館長に委任する事務を除く。) 十 文化財の活用に関すること。 十一 その他文化一般に関すること。

(略)	(略)	二 資料の調査、研究および刊行に関すること。 三 若狭地方の歴史、民俗等についての教育普及に関すること。 四 若狭歴史博物館の事業の広報に関すること。 五 若狭歴史博物館の運営の総合計画に関すること。 六 福井県立若狭歴史博物館運営協議会の庶務に関すること。 七 若狭歴史博物館の施設および設備の管理および利用に関すること。
(略)	(略)	二 資料の調査、研究および刊行に関すること。 三 若狭地方の歴史、民俗等についての教育普及に関すること。 四 若狭歴史民俗資料館の事業の広報に関すること。 五 若狭歴史民俗資料館の運営の総合計画に関すること。 六 福井県立若狭歴史民俗資料館運営協議会の庶務に関すること。 七 若狭歴史民俗資料館の施設および設備の管理および利用に関すること。

福井県立若狭歴史民俗資料館の管理運営に関する規則(昭和57年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後(案)	現行
(趣旨) 第一条 この規則は、福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例(昭和五十七年福井県条例第二十二号。以下「条例」という。) 第八条の規定に基づき、福井県立若狭歴史博物館(以下「博物館」という。)(の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間および入館時間) 第二条 博物館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。 2 福井県立若狭歴史博物館長(以下「館長」という。)(は、必要があると認めるときは、前項の開館時間および入館時間を変更することができる。 (休館日) 第三条 博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 一 十二月二十九日から翌年の一月二日までの日 二 資料の展示替えまたは整理の期間 三 施設の点検または清掃の期間 (入館の拒否) 第五条 館長は、博物館に入館しようとする者が次の各号の一に該当す	(趣旨) 第一条 この規則は、福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例(昭和五十七年福井県条例第二十二号。以下「条例」という。) 第八条の規定に基づき、福井県立若狭歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)(の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間および入館時間) 第二条 資料館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。 2 福井県立若狭歴史民俗資料館長(以下「館長」という。)(は、必要があると認めるときは、前項の開館時間および入館時間を変更することができる。 (休館日) 第三条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 一 十二月二十九日から翌年の一月二日までの日 二 資料の展示替えまたは整理の期間 三 施設の点検または清掃の期間 (入館の拒否) 第五条 館長は、資料館に入館しようとする者が次の各号の一に該当す

るときは、入館を拒否することができる。

- 一 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- 二 施設または展示品を損傷するおそれのあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められる行為をするおそれのあるとき。

(入館者の遵守事項)

第六条 博物館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 六 (略)

2 (略)

(施設等の使用の承認)

第七条 条例第四条の規定により、博物館の施設または設備を使用しようとする者は、福井県立若狭歴史博物館使用承認申請書(様式第二号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請に対し使用を承認したときは、福井県立若狭歴史博物館使用承認書(様式第三号)を交付する。

(使用者の遵守事項)

第八条 博物館の施設または設備を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 (略)

二 博物館の施設もしくは設備をき損し、または汚損しないこと。

るときは、入館を拒否することができる。

- 一 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- 二 施設または展示品を損傷するおそれのあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められる行為をするおそれのあるとき。

(入館者の遵守事項)

第六条 資料館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 六 (略)

2 (略)

(施設等の使用の承認)

第七条 条例第四条の規定により、資料館の施設または設備を使用しようとする者は、福井県立若狭歴史民俗資料館使用承認申請書(様式第二号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請に対し使用を承認したときは、福井県立若狭歴史民俗資料館使用承認書(様式第三号)を交付する。

(使用者の遵守事項)

第八条 資料館の施設または設備を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 (略)

二 資料館の施設もしくは設備をき損し、または汚損しないこと。

三〇五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 館長は、使用者が前項の規定に違反したときは、博物館の使用の承認を取り消すことができる。

3 使用者は、博物館の施設または設備の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

(観覧料および使用料の還付)

第九条 条例第五条第二項ただし書の規定により、次の各号の一に該当する場合には、観覧料または使用料を還付することができる。

2 観覧料または使用料の還付を受けようとする者は、福井県立若狭歴史博物館観覧料(使用料)還付申請書(様式第四号)に観覧券または福井県立若狭歴史博物館使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(観覧料および使用料の減免)

第十条

1. 2 (略)

3 前二項の規定により、観覧料または使用料の減免を受けようとする者は、観覧料にあつては福井県立若狭歴史博物館観覧料減免申請書(様式第五号)を、使用料にあつては福井県立若狭歴史博物館使用料減免申請書(様式第六号)を教育委員会に提出しなければならない。

三〇五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 館長は、使用者が前項の規定に違反したときは、資料館の使用の承認を取り消すことができる。

3 使用者は、資料館の施設または設備の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

(観覧料および使用料の還付)

第九条 条例第五条第二項ただし書の規定により、次の各号の一に該当する場合には、観覧料または使用料を還付することができる。

2 観覧料または使用料の還付を受けようとする者は、福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料(使用料)還付申請書(様式第四号)に観覧券または福井県立若狭歴史民俗資料館使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(観覧料および使用料の減免)

第十条

1. 2 (略)

3 前二項の規定により、観覧料または使用料の減免を受けようとする者は、観覧料にあつては福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料減免申請書(様式第五号)を、使用料にあつては福井県立若狭歴史民俗資料館使用料減免申請書(様式第六号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、福井県立若狭歴史博物館観覧料減免承認書(様式第七号)または福井県立若狭歴史博物館使用料減免承認書(様式第八号)を交付する。

(入館者および使用者の弁償義務)

第十一条 入館者および使用者は、その責めに帰すべき事由により、展示品を汚損し、または博物館の施設および設備をき損し、もしくは滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(資料の寄贈および寄託)

第十二条 博物館に若狭地方の歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を寄贈または寄託しようとする者は、資料寄贈(寄託)申込書(様式第九号)を館長に提出しなければならない。

第十四条 寄託を受けた資料について災害その他不可抗力により生じた損失に対しては、博物館は、その責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第十五条 博物館の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出承認申請書(様式第十一号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の申請に対し貸出しを承認したときは、資料貸出承認書(様式第十二号)を交付する。

(協議会の会長および副会長)

4 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料減免承認書(様式第七号)または福井県立若狭歴史民俗資料館使用料減免承認書(様式第八号)を交付する。

(入館者および使用者の弁償義務)

第十一条 入館者および使用者は、その責めに帰すべき事由により、展示品を汚損し、または資料館の施設および設備をき損し、もしくは滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(資料の寄贈および寄託)

第十二条 資料館に若狭地方の歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を寄贈または寄託しようとする者は、資料寄贈(寄託)申込書(様式第九号)を館長に提出しなければならない。

第十四条 寄託を受けた資料について災害その他不可抗力により生じた損失に対しては、資料館は、その責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第十五条 資料館の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出承認申請書(様式第十一号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の申請に対し貸出しを承認したときは、資料貸出承認書(様式第十二号)を交付する。

(協議会の会長および副会長)

第十六条 条例第七条の規定による福井県立若狭歴史博物館運営協議会 (以下「協議会」という。)に、会長および副会長一人を置く。 2、4 (略) (庶務) 第十八条 協議会の庶務は、博物館において処理する。 (その他) 第二十条 この規則で定めるもののほか、博物館の管理および運営に關 し必要な事項は、別に定める。 附則 この規則は、平成二十六年七月十八日から施行する。	第十六条 条例第七条の規定による福井県立若狭歴史民俗資料館運営協 議会(以下「協議会」という。)に、会長および副会長一人を置く。 2、4 (略) (庶務) 第十八条 協議会の庶務は、資料館において処理する。 (その他) 第二十条 この規則で定めるもののほか、資料館の管理および運営に關 し必要な事項は、別に定める。
---	---

様式第1号 (第4条関係)

と じ し ろ	観 覧 券	No. _____	観 覧 券	70 ミリメートル
	等			
福井県立若狭歴史博物館				

10 ミリ
メートル

30 ミ
メル

リ
ー
ト

140 ミ
メル

リ
ー
ト

30 ミ
メル

リ
ー
ト

(注) デザインについてはその都度定める。

現行

様式第1号 (第4条関係)

[illegible]

(注) デザインについてはその都度定める。

様式第2号（第7条関係）

福井県立若狭歴史博物館長 様				年 月 日	
申請者 住所				氏名	
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕					
福井県立若狭歴史博物館使用承認申請書					
福井県立若狭歴史博物館の施設（設備）を使用したいので、次のとおり申請します。					
事業名	所在地	電 話			
主催者名	名 称	代 表 者			
使用施設 （設 備）					
使用の概略	事業の概要				
	入場料徴収 の有 無	有	無	(料金 円)	
	推定入場人 員 数				
	設置する造 作 物				
使用期間	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	から まで

様式第2号（第7条関係）

福井県立若狭歴史民俗資料館長 様				年 月 日	
申請者 住所				氏名	
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕					
福井県立若狭歴史民俗資料館使用承認申請書					
福井県立若狭歴史民俗資料館の施設（設備）を使用したいので、次のとおり申請します。					
事業名	所在地	電 話			
主催者名	名 称	代 表 者			
使用施設 （設 備）					
使用の概略	事業の概要				
	入場料徴収 の有 無	有	無	(料金 円)	
	推定入場人 員 数				
	設置する造 作 物				
使用期間	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	から まで

様式第3号 (第7条関係)

様		第 号	年 月 日
		福井県立若狭歴史博物館長 印	
		福井県立若狭歴史博物館使用承認書	
年 月	日	口付けで申請のあつた博物館の施設（設備）の使用については、次のとおり承認します。	
事業名			
使用施設（設備）			
使用期間	年 月 日	時 分	から 年 月 日 時 分まで
使用条件等			
使用料	円		

様式第3号 (第7条関係)

様		第 号	年 月 日
		福井県立若狭歴史民俗資料館長 印	
		福井県立若狭歴史民俗資料館使用承認書	
年 月	日	口付けで申請のあつた資料館の施設（設備）の使用については、次のとおり承認します。	
事業名			
使用施設（設備）			
使用期間	年 月 日	時 分	から 年 月 日 時 分まで
使用条件等			
使用料	円		

様式第4号（第9条関係）

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名		印
（法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名）		
福井県立若狭歴史博物館観覧料（使用料）還付申請書		
福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例第5条第2項ただし書の規定により、観覧料（使用料）を次のとおり還付してくださいよう申請します。		
還付申請の理由		
事業名		
使用施設（設備）		
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用承認年月日	年 月 日 第 号	
既納観覧料使用料および納入年月日	円（ 年 月 日納入）	

様式第4号（第9条関係）

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名		印
（法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名）		
福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料（使用料）還付申請書		
福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例第5条第2項ただし書の規定により、観覧料（使用料）を次のとおり還付してくださいよう申請します。		
還付申請の理由		
事業名		
使用施設（設備）		
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用承認年月日	年 月 日 第 号	
既納観覧料使用料および納入年月日	円（ 年 月 日納入）	

様式第5号 (第10条関係)

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名		印
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料減免申請書		
福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり観覧料の全部(一部)を免除して下さるよう申請します。		
減免申請の理由		
在 館 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
入 館 人 員	人	
減免を受けようとする額	円	
引当責任者氏名	(他 人)	

様式第5号 (第10条関係)

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名		印
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
福井県立若狭歴史民俗資料館観覧料減免申請書		
福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり観覧料の全部(一部)を免除して下さるよう申請します。		
減免申請の理由		
在 館 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
入 館 人 員	人	
減免を受けようとする額	円	
引当責任者氏名	(他 人)	

様式第6号（第10条関係）

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名 ㊟		
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
福井県立若狭歴史博物館使用料減免申請書		
福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例第8条の規定により、次の り使用料の全部（一部）を免除して下さるよう申請します。		
減免申請の理由		
事業名		
使用施設 （設備）		
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
減免を受けよう とする額	円	

様式第6号（第10条関係）

福井県教育委員会 様		年 月 日
申請者 住所		
氏名 ㊟		
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
福井県立若狭歴史民俗資料館使用料減免申請書		
福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例第8条の規定により、次の とおり使用料の全部（一部）を免除して下さるよう申請します。		
減免申請の理由		
事業名		
使用施設 （設備）		
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
減免を受けよう とする額	円	

様式第7号 (第10条関係)

様		第 号		年 月 日	
		福井県教育委員会		印	
		福井県立若菜歴史博物館観覧料減免承認書			
年 月 日	付付けで申請のあった福井県立若菜歴史博物館の観覧料の減免について、次のとおり承認します。				
在 館 時 間	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	分
入 館 人 員	人				
減 免 の 額	円				
引率責任者氏名	(他 人)				

様式第7号 (第10条関係)

様		第 号		年 月 日	
		福井県教育委員会		印	
		福井県立若菜歴史博物館観覧料減免承認書			
年 月 日	付付けで申請のあった福井県立若菜歴史博物館の観覧料の減免について、次のとおり承認します。				
在 館 時 間	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	分
入 館 人 員	人				
減 免 の 額	円				
引率責任者氏名	(他 人)				

様式第8号 (第10条関係)

様 年 月 日 日付けで申請のあつた福井県立若狭歴史博物館の使用料の減免につ いては、次のとおり承認します。	第 号 年 月 日 福井県教育委員会 印 福井県立若狭歴史博物館使用料減免承認書
---	---

事 業 名					
使 用 施 設 (設 備)					
使 用 期 間	年	月	日	時	分から 分まで
減 免 の 額	円				

様式第8号 (第10条関係)

様 年 月 日 日付けで申請のあつた福井県立若狭歴史民俗資料館の使用料の減免 については、次のとおり承認します。	第 号 年 月 日 福井県教育委員会 印 福井県立若狭歴史民俗資料館使用料減免承認書
---	---

事 業 名					
使 用 施 設 (設 備)					
使 用 期 間	年	月	日	時	分から 分まで
減 免 の 額	円				

様式第9号（第12条関係）

福井県立彦根歴史博物館 様		年 月 日		
申請者 住所		氏名 ㊟		
資料寄贈（寄託）申込書		〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
		資料寄贈（寄託）申込書		
次のとおり私が所有する資料を寄贈（寄託）したいので申し込みます。				
1 寄贈、寄託資料				
種 別	名 称	数 量	形 状	備 考
2 寄託の場合、寄託期間				年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第12条関係）

福井県立彦根歴史民俗資料館 様		年 月 日		
申請者 住所		氏名 ㊟		
資料寄贈（寄託）申込書		〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕		
		資料寄贈（寄託）申込書		
次のとおり私が所有する資料を寄贈（寄託）したいので申し込みます。				
1 寄贈、寄託資料				
種 別	名 称	数 量	形 状	備 考
2 寄託の場合、寄託期間				年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号(第12条関係)

第 号

年 月 日

様

資料 受 領 書

福井県立歴史民俗資料館長 印

年 月 日 付で寄贈(寄託)の申出のあつた資料については、次のとおり受領します。

今後は、お申出の趣旨を尊重し有効に活用させていただきます。

1 寄贈、寄託資料

種 別	名 称	数	量 形	状 態	備 考

2 寄託の場合、寄託期間

年 月 日 から

年 月 日まで

(注) 寄託資料の返還は、この受領書と引換えに行います。

様式第10号(第12条関係)

第 号

年 月 日

様

資料受領書

福井県立若狭歴史民俗資料館長 印

年 月 日付けで寄贈(寄託)の中出のあつた資料については、次のとおり受領します。

今後は、お中出の趣旨を尊重し有効に活用させていただきます。

1 寄贈、寄託資料

種 別	名 称	数 量	形 状	備 考

2 寄託の場合、寄託期間

年 月 日から

年 月 日まで

(注) 寄託資料の返還は、この受領書と引換えに行います。

様式第11号 (第15条関係)

福井県立若狭歴史民俗博物館長 様		年 月 日	
申請者 住所			
氏名			
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕			
資料貸出承認申請書			
次のとおり資料の貸出しを受けたので申請します。万一資料を損失した場合は、損害を賠償します。			
1 貸出資料			
種 別	名	称 数	量 備 考
2 利用の目的			
3 利用の場所			
4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで			
5 資料の運搬方法			
6 資料取扱責任者			

様式第11号 (第15条関係)

福井県立若狭歴史民俗資料館長 様		年 月 日	
申請者 住所			
氏名			
〔法人にあつては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名〕			
資料貸出承認申請書			
次のとおり資料の貸出しを受けたので申請します。万一資料を損失した場合は、損害を賠償します。			
1 貸出資料			
種 別	名	称 数	量 備 考
2 利用の目的			
3 利用の場所			
4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで			
5 資料の運搬方法			
6 資料取扱責任者			

様式第12号 (第15条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様 年 月 日 付付けで申請のあつた資料の貸出しについては、次のとおり承認しま す。	資料貸出承認書 福井県立若狭歴史博物館館長 印	第 号 年 月 日
---	---	--------------------

種 別	名	称	数	量	備	考

1 貸出資料

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他

様 年 月 日 付付けで申請のあつた資料の貸出しについては、次のとおり承認しま す。	資料貸出承認書 福井県立若狭歴史民俗資料館館長 印	第 号 年 月 日
---	---	--------------------

種 別	名	称	数	量	備	考

1 貸出資料

2 利用の目的

3 利用の場所

4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他